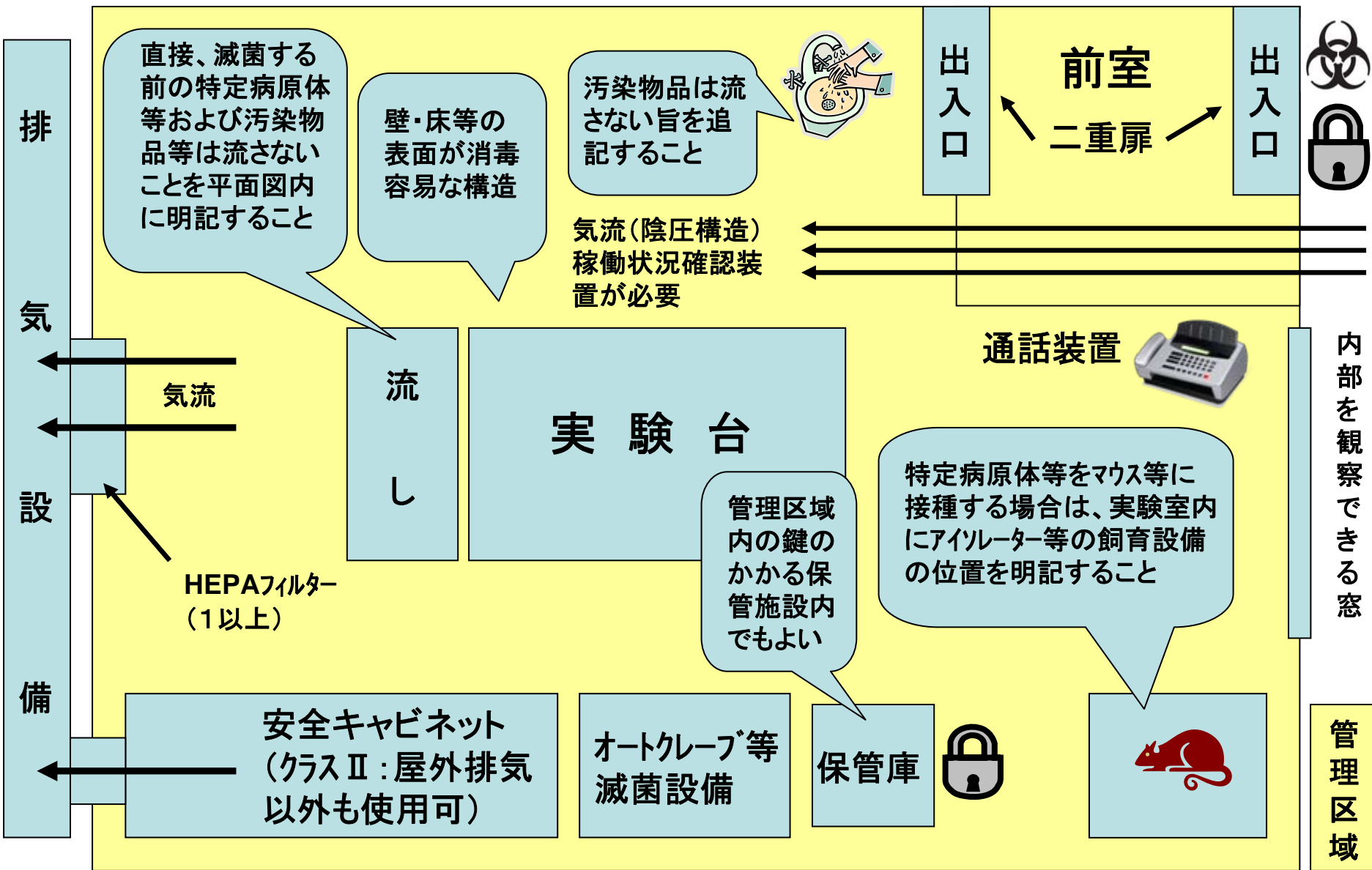


ここにあるスライドは、三種病原体等を所持する施設について、感染症法および厚生労働省令に示されている施設の基準、保管等の基準をわかりやすく表したものです。

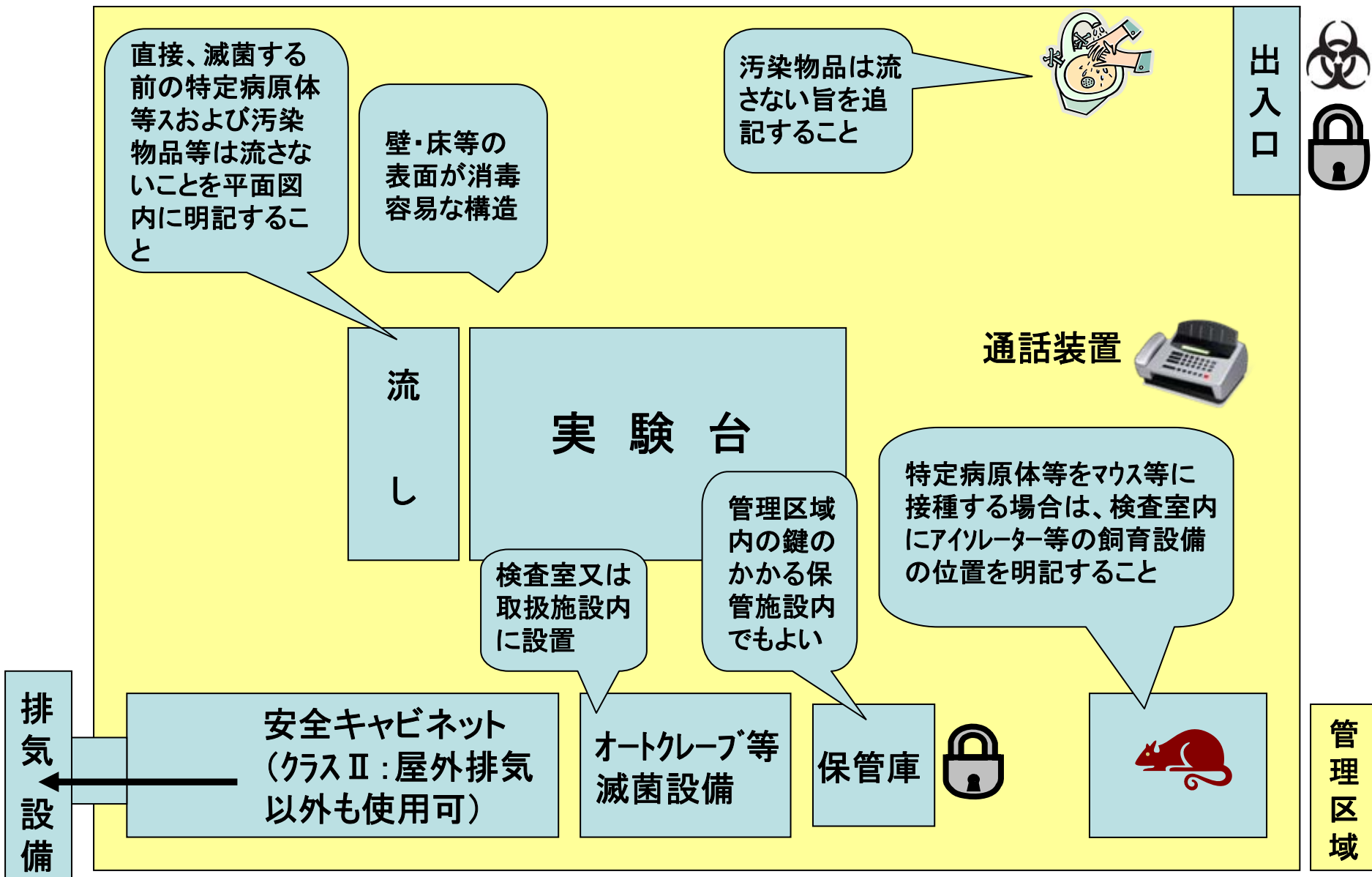
これらのスライドには、紙面の都合から、すべての基準は記載されておられません。

また、経過措置を設けている部分もありますので、詳細については、条文等をご確認いただくか結核感染症課にお問い合わせ下さい。

実験室の施設基準例示(三種病原体等でBSL3相当に分類されるもの)



検査室の施設基準例示(三種病原体等でBSL3相当に分類されるもの)



実験室・検査室の施設基準例示(三種病原体等でBSL2相当に分類されるもの)

